

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社およびグループ企業(以下、「当社グループ」)は、株主、投資家に、法令に基づく権利および利益を平等に保障できるよう、コーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させることが企業経営の大前提であると認識しております。

そして、その実現のために、必要な施策を実施し、企業価値の継続的な増大を図る体制を構築して行くことが、経営の最重要課題であると位置付けております。

その根幹として、「正直を売る」を基本理念とし、「お客様に、鮮度・品質・価格において満足される商品を提供すること」、また「取引先、地域社会、従業員に対して信頼される企業グループであり続けること」を経営の基本方針としております。

当社グループは、社会的信頼を保持すべく業務の適正性を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの充実に不断に行なってまいります。

「内部統制」により求められる事項は、社会的信頼を確立し企業価値を高めていくための要諦ととらえられます。このため、当社グループ全社をあげて統制環境の整備を推進し、基準管理による意思決定支援体制の充実ならびに業務プロセスの効率化、標準化に取り組んでおります。

また、当社は上場企業として、株主、投資家をはじめあらゆるステークホルダーに対して、迅速かつ正確、公正な情報開示を行なうことに積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネヨシ	6,099,700	26.12
Olympic取引先持株会	1,429,719	6.12
株式会社みずほ銀行	1,167,176	4.99
株式会社オリンピックビル	1,104,100	4.72
株式会社王生	1,086,500	4.65
株式会社銀座山形屋	949,408	4.06
株式会社オリンピア	904,800	3.87
株式会社マルナカ	646,900	2.77
Olympic従業員持株会	421,882	1.80
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	381,200	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 2月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社代表取締役金澤 良樹は、支配株主等(「その他の関係会社」)に該当する株式会社カネヨシ(当社筆頭株主)の代表取締役社長、並びに株式会社カネヨシの完全親会社である株式会社エスプリの代表取締役社長を兼務しております。
支配株主等との間に取引等が発生する場合は、当社取締役会において、取引内容・条件の適正性を審議し決定する体制としております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と綿密な連携を保ち、監査に関する報告および説明を受けるほか、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役が行った監査について必要がある場合は、会計監査人等の意見を聴取しております。
 監査役および監査室は、定期的または随時グループ管理体制等の監査を行い、その監査結果を取締役に報告しております。
 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査室員を補助すべき使用人として指名し、指揮権は監査役に委譲いたします。
 なお、内部監査部門である監査室は、店舗等の事業所を巡回し、監査計画に基づき内部監査を実施しており、その主な内容は取引事実（資産の評価等）が正確に財務諸表に反映されているか、収入・支出または重要な資産の購入・処分等が法令、社内規程に基づき所定の承認・手続きに従って行われているかについてであり、現地調査による監査結果は、経営者に適切に報告されております。
 また、監査室は安全対策室と連携し店舗運営に係る各種法令等の遵守状況を監査し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、当該運営の整備状況が妥当に進捗しているかについて、各種主要な会議体の運営状況について監査を行い、当社及び当社子会社の取締役（会）、監査役（会）に報告する体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
栗岡威	他の会社の出身者								○	
前島信	学者								○	
土門義三	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
栗岡威	○	日本ベンチャーキャピタル株式会社社外取締役	生命保険会社の代表取締役としての経験者であり、当社の独立役員として企業社会全体を客観的な視点によりとらえ、監査業務を執行し、また、当社に助言、指導できると判断しております。
前島信	○	他の会社の社外取締役又は社外監査役は兼務しておりません。	直接経営に関与されたことはありませんが、大学名誉教授としての豊富な学識経験を基にした客観的な視点から、原理、原則に従った有益なご意見をいただける事を期待するとともに、職務を適切に遂行いただけると判断しております。
土門義三		土門義三税理士事務所を経営しております。	直接経営に関与されたことはありませんが、監査役としての職務に加え、税理士としての立場から過去の経験を活かした専門的見識に基づく有効な助言を期待し種々有用な助言等を受けることができると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社取締役会並びに代表取締役は独立役員から「一般株主の利益保護」の視点に立った助言等を受けております。独立役員は監査役会を通じて当社内部監査室から監査報告受け、社外監査役及び監査役と適宜意見交換を行い、相互に連携して当社内部統制システムの実効性確保について、必要な指導や助言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬につきましては、役位、在籍年数等をもとにして年棒を定め、これに基づいて株主総会で決議された総額の範囲内で支給いたしております。取締役の業績は担当業務が各様であり、統一基準で評価することが容易ではなく、また、現行の取締役の報酬は、委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質が主要なものであります。業績向上のインセンティブとなる部分を加味することが妥当であると考え、今後とも報酬の体系につきまして検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、有価証券報告書、営業報告書(事業報告書)において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、毎月開催される取締役会に出席しております。管理本部長は取締役会開催以前に、取締役会付議事項等について、監査役に対し事前説明を行っております。また、監査役会では、常勤監査役が独自に実施した監査の結果等について、社外監査役に定期的に伝達する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会を毎月1回開催することを原則とし、公正で透明性の高い経営を実現するために、取締役会規程に則し、業務執行に係る重要な意思決定は、取締役会で十分な検討を加え審議する体制を運営することで、代表取締役ならびに業務担当取締役の業務執行に関する監督、監視機能を有効に機能させております。

また、当社定款に則し取締役会規程により、緊急性を要する事案等について、取締役会の書面決議により即日決議することが可能と定めております。

書面決議の実施に際しては、取締役全員の事前承認および監査役全員の実施可否の判定により、当該決議を実施する体制としております。

監査役会設置会社として、5名の監査役(うち社外監査役3名)が、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査するとともに、年5回定例の監査役会を開催し、策定した監査計画に基づき、当社の内部統制システムの機能状況、および監査結果について、審議しております。

監査役は監査役会の監査計画に基づき取締役会に出席するほか、監査役会独自に店舗監査を行うなど、取締役の業務執行状況および業務全般にわたるモニタリングは綿密になされており、経営監視機能は有効に機能しております。

当社は、監査役会が代表取締役ならびに取締役会に対して独立した立場で機能できるよう監査役の過半数(現行は、3名)を社外監査役とし、また、現任の社外監査役については、その知見および社会的立場から、一定の独立性を有すると判断しております。

また、当社は規程において監査役の報酬を監査役会の決定に委ねることにより、経営陣から独立した立場として機能できる体制としております。

役員の任期については、取締役の任期1年に対し監査役の任期を4年とし、比較的長い期間本質的な監査業務に関与し、専門的な立場から監査に専念できる体制としております。

また、監査役会は四半期ごと定期的に代表取締役との会合を行い、監査結果に基づく経営監視に関する意見表明や意見交換等を実施し、監査機能を有効に発揮しうる体制としております。

なお、当社は監査機能の強化を目的として、平成23年5月27日開催の当社第39回定時株主総会において、監査役会の承認のもと、監査役選任議案が承認可決され、社外監査役前島 信氏、土門義三氏および監査役(常勤)菊池敏之氏が選任されました。当社は、前島信氏を有価証券上場規程第436条の2に規定する「独立役員」として、株式会社東京証券取引所へ届出し、「独立役員2名体制」としてしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営上重要事項に関する意思および執行の決定は、取締役会規程に基づき取締役会において、審議し決議する体制としております。

取締役会は、取締役9名、監査役5名(うち社外監査役3名)で運営されており、活発な議論、意見交換がなされ、有効に機能しております。

社外監査役3名を含む監査役は、監査役会が決定した監査方針および法令等遵守の観点から、取締役会の決定事項について監査するとともに、客観的な視点から、当社へ助言、勧告等を行っております。

以上のことから当社は、現状の会社規模、事業領域の特性ならびに経営計画の遂行状況等を総合的に判断し、社外の独立した立場で企業社会全体を俯瞰する客観的視点により、監査役が取締役会における監視機能を十分に果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現段階においては、記載内容について正確性を期すことを第1優先としておりますが、株主総会招集通知発送日前日迄に、自社ホームページにおいて開示する体制といたしました。
その他	株主総会における株主への報告事項を充実させる目的で、説明資料のビジュアル化を実施しております。また、自社ホームページにおいて、株主総会情報および株主通信等を掲載いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRサイトを設置し、財務ハイライト、月次レポート、IRライブラリー、ニュースリリース、株式・株主情報、株主通信等を掲載しております。また、今後一層の充実を図ってまいります。 http://www.olympic-corp.co.jp/ir/index.html	
IRIに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部副本部長(情報取扱責任者) 大野 芳宏	
その他	自社ホームページIRサイトを今後一層充実してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「正直を売る」という基本理念において、その具体的事項の一つとして「お取引先、地域社会に対して誠心誠意接し、信頼される企業でありたい、更に社員に対して信頼される企業でありたい」と宣っております。 また、「基本理念」、「倫理、社内規範、法令等遵守について、風土として大切にしていこう」という考え方や、「グループコンプライアンス要綱」をはじめ主要な法令等の遵守に関する社内規則等を記した手帳形式の「心得帳」を作成・配布、役員はもとより全従業員が常に確認できるよう携帯することとし、教育研修の場やミーティングの場を通じて、定期的に周知を図る体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、省電力設備の導入や省資源化、再資源化の取り組み等を通じて、地域社会および行政機関等と連携し、活動を実践しております。 CSR活動等については、基本理念により、お客様へのお約束として、ご提供する商品の品質・鮮度・安全性の保持、ならびに売場表示に関して、「基準管理」を徹底する運営を最重点として実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社が収集する顧客情報について、「個人情報保護方針」により厳格に管理する体制としております。また、自社ホームページにおいて、「利用規約」を明示するとともに、「株主様の個人情報の利用目的」について表明しております。
その他	公益通報窓口、お客様相談窓口、自社ホームページのお問合せサイトの設置をはじめ、店舗においてはお客様のご要望を売場や商品に反映する体制を運営、また、地域社会とのコミュニケーションの場へ積極的に参加する体制を実践しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、平成18年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し決議し、その後平成21年3月24日開催の取締役会において、同方針の一部を改定を行い、さらにシステムの構築と運用体制の整備を進めております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、職務執行にあたり、基本理念(正直を売る)、法令、定款、社内規程に基づき、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを基本方針としております。
・当社取締役は、基本理念に基づく行動規範に従い、当社グループ全体における基本方針の遵守体制構築および実践を率先垂範して行います。
・当社は、社会的信頼を保持すべく業務の適正性を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの構築とその運用体制の整備を行っております。
・取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営が確保され、定時取締役会を月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役は取締役会規程に基づき付議事項を決議するとともに、取締役間の意思疎通を図り、必要に応じて外部専門家に意見を求め、相互に業務執行を監督する体制を実践しております。
・取締役の職務執行については、監査役会設置会社として監査役会の定める「監査役会規程」、監査方針および監査役間の業務分担に従い、各監査役の監査対象事項として監査する監督体制が機能しているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および監査室に報告することとし、遅滞なくその是正を図る体制としております。
・法令等遵守体制を統括する機関として、取締役管理本部長を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備、運用について審議を行い、取締役会、監査役会および代表取締役社長直轄の監査室ならびに関連部署へ報告を行うとともに、全社的な運営、実践の徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理規程」、「文書保存規程」の各規定の定めるところにより、担当取締役(管理本部長)を総括責任者として、実施しております。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は金融商品取引法に基づく、内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために内部統制の有効かつ効率的な整備・運用に取り組んでおります。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役管理本部長をリスク管理の総括責任者とし、各担当取締役とともに「職務権限規程」、「関係会社管理規程」、「リスク管理規程」、「IT管理規程」および「財務報告にかかる内部統制規程」に則し、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理しております。
・各部門においては、関連規程に基づきマニュアルならびにガイドラインに従いリスク管理を行っております。
・監査役および監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会およびグループ経営会議に報告しております。
・取締役会およびグループ経営会議は、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・担当取締役(管理本部長ならびに企画本部長)を総括責任者とし、グループ戦略会議において決定した、年次経営計画に基づいた各部門目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。各部門担当取締役は、年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定しております。
・総括責任者は、その遂行状況を各部門取締役に、取締役会およびグループ経営会議において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析およびその改善を図っております。

6. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、基本理念に基づいた「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に伝達し、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを徹底しております。
・コンプライアンス委員会は、当社の運営および事業に関連する主要な法令に対応する規程の整備状況ならびに運営状況を審査し、安全対策室、内部統制委員会および内部監査機関である監査室等と連携し、関連部署ならびに組織機能別に運営体制の整備、運用等具体的な実施方法等について報告、指導を行っております。
・関連各部門においては、規程および運用マニュアル等の整備を行い、各機関の本部機能や各種会議体、情報伝達システム等を通じて、各従業員の関連法令等に関する運用実践の徹底を図っております。
・また、「公益通報者保護に関する規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図るために、公益通報窓口を設置し、内部通報制度によるコンプライアンス体制の強化に努めております。

7. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

・当社および関係会社の業務遂行については、「関係会社管理規程」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」および「財務報告にかかる内部統制規程」に基づき、担当取締役(企画本部長ならびに管理本部長)が、これを日常的に統括管理しているほか、円滑な情報交換とグループ経営を推進するため、各種会議体を定期的に開催しております。
・グループ全体政策の決定と課題管理と改善を目的に、各社長を主要メンバーとするグループ戦略会議を、また、キャッシュ・フローの月次管理と課題確認のためにグループ資金会議(各社長、経理部長が出席)を、および、月次のP/L、B/Sの報告とグループ全体ならびに各社の課題管理と執行のためにグループ経営会議を実施しております。
・監査役と監査室は、定期的または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会およびグループ経営会議に報告しております。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人として指名し、指揮権は監査役に委譲しております。
・監査室は監査計画を独自に設定して、代表取締役社長の承認後に、監査実務を執行し、監査報告等を代表取締役社長および監査役等に提出しております。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告しております。
・使用人から法令・定款違反等の通報があり、監査室が調査のうえ、法令違反行為等が行われている事実を確認した場合、取締役は是正を図るとともにその事実を監査役に報告しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役の半数以上は社外監査役で構成し、透明性の確保に努めております。
・監査役は、代表取締役、担当取締役(管理本部長)、会計監査人および監査室ならびに内部統制委員会と定期的に会合を行い、当社グループが対処すべき課題や当社グループに係るリスク、監査役の監査の環境整備に関する事項や監査上の重要な課題について意見交換を行うことに加え、毎月開催される当社取締役会に出席し、取締役会での審議・報告事項を取締役と共有するよう努めております。

11. 反社会的勢力排除のための体制

・「グループコンプライアンス規程」や「Olympicグループコンプライアンス要綱」に、反社会的勢力との関係はいっさい持たず、反社会的勢力への資金提供はいかなる場合もいっさい行わない旨を盛り込み、社内外に周知徹底させております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

・反社会的勢力からの不当要求が発生した場合や相手が反社会的勢力と知らず関係を持ったことが判明した場合の対応窓口は、総務部としております。総務部長は、外部専門機関等と連携し、反社会的勢力との関係を解消させます。また、その過程について、取締役会に逐次報告を行います。

す。

・総務部長は、反社会的勢力と関係を遮断するため、外部専門機関と連携し、問題が発生しないように社内体制を整備し、その活動状況を定期的に取締役会に報告しております。また、総務部には警視庁OBを常勤させ、外部専門機関と密接な連携を取ることができる体制にしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 経営者の姿勢・方針の周知、啓蒙について
 当社グループは企業として準拠すべきコンプライアンスプログラムの一環として「Olympicグループコンプライアンス要綱」に、「株主・投資家に対して会社運営は健全たることを第一とし、透明な意思決定・厳正な監査によりこれを確実なものとする」と掲げております。
 また、「役員・全従業員が私たちの企業倫理を追究していくために、社会から信頼を得られる企業を目指していくこと」を、「グループ・コンプライアンス規範」の劈頭に宣しております。
 そして情報開示に係る法令遵守体制について、
 ・適時適切に情報を開示し、透明性を高めていくこと
 ・当社グループおよび他社の重要な情報を入手した場合には、その情報が公表されるまでは、その会社の株式等の売買を行わないことを掲げ、その詳細を定め実践する体制としております。
 取締役会は「上場企業として、株主、投資家をはじめあらゆるステークホルダーに対して、迅速かつ正確、公正な情報開示を行うことに積極的に取り組んでいくこと」を決議し、適時開示体制充実の重要性をコーポレート・ガバナンス体制構築の一環と位置づけ取り組んでおります。
 経営幹部はもとより全従業員が、高い社会性を修養し事業運営を行っていくために、倫理、社内規範、法令等遵守について当社が風土として大切にしていこう考え方や「グループコンプライアンス要綱」をはじめ主要な法令等の遵守に関する社内規則等を記した手帳形式の「心得帳」を作成・配布、全員が常に確認できるよう携帯することとし、教育研修の場を通じて定期的に周知を図る体制としております。

2. 適時開示に関する特性・リスクについて
 当社グループは、当社を純粋持株会社として子会社13社を有し、チェーンストア経営を主たる事業として東京都を中心に神奈川県、千葉県、埼玉県および群馬県の1都4県において食料品、非食料品小売店舗68店舗を展開し、従業員数4,319名(当社66名、子会社4,253名)の体制で事業活動を運営しております。関東圏内の比較的集約した地域での事業展開であることから、本社及び研修センターにおいて定期的に開催される会議体を通じて、コミュニケーションを密に行う体制を実現しております。
 適時開示対象となる事象が適切に開示されない場合として、
 a. 適時開示情報として認識されないまま社内処理が行われる場合の開示漏れ
 b. 偶発的事故等の危機事項が発生した場合の対応措置による開示遅れ
 c. 法的判定が不十分な内容で開示されてしまう場合の開示誤り
 の3点を、適時開示における重要なリスクとして想定し、あらゆる情報を当事者が認識した時点で総務部に報告することとし、情報取扱責任者が集約・管理を行っております。
 また、監査役会から事前報告による意見陳述を受けること、並びに顧問弁護士からの助言・指導及び会計監査人から監査・指導を受ける体制とすることで、当該リスクのコントロールを有効に機能させております。適時情報開示運営体制は、以下のとおりです。

3. 適時開示業務を執行する体制
 (1) 開示担当組織
 当社の適時開示を担当する組織体制は適時性を確保するために、より機敏で、かつ密接な運営体制を可能とするために、開示委員会等の特別組織を設置することなく、職務分掌規程に基づく日常の業務執行の一環として運営されております。
 会社情報適時開示を担当する業務分担及び直接担当者人数は、以下のとおりです。

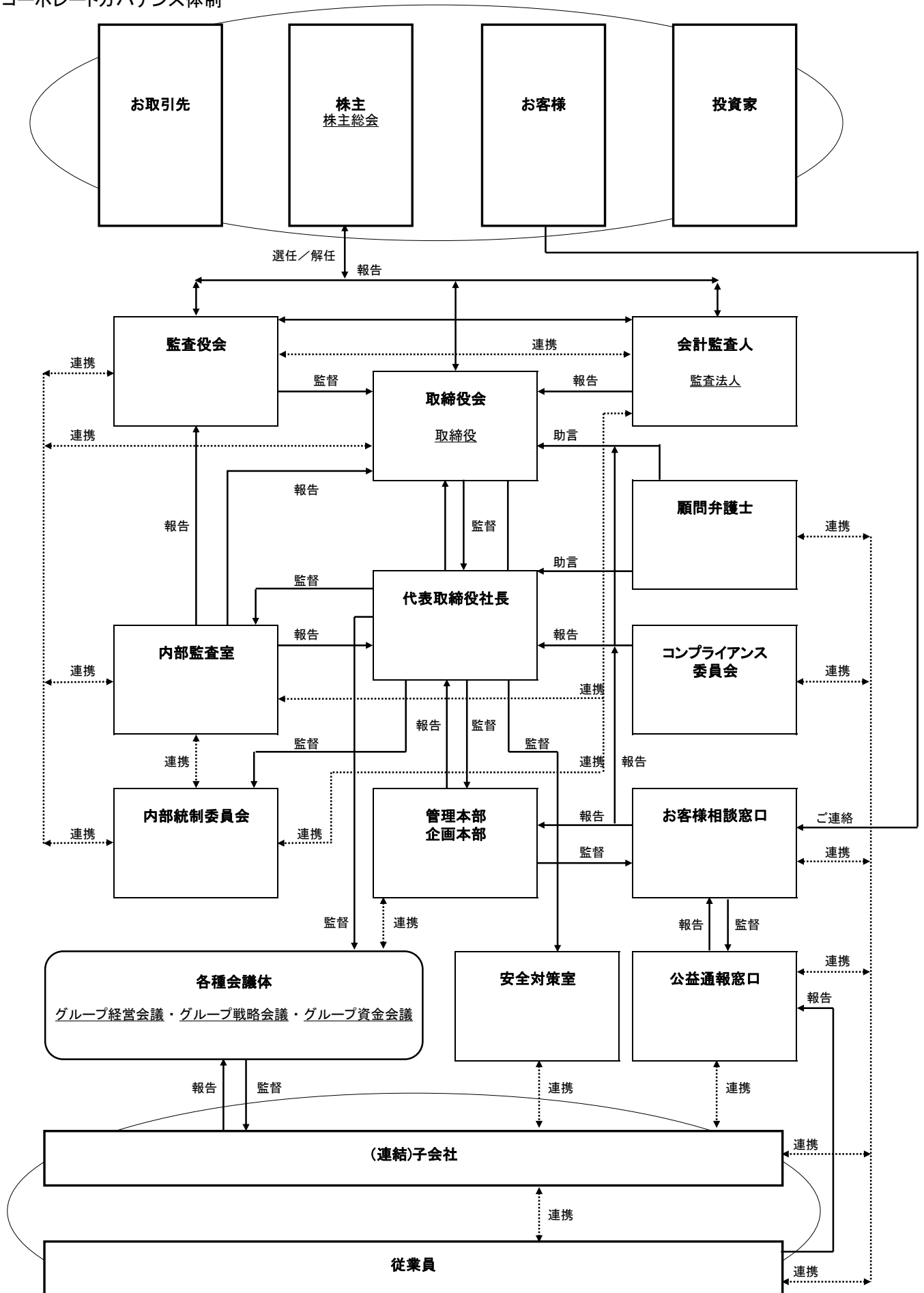
業務分担	責任者及び担当者	担当者人員
情報取扱責任者	専務取締役管理本部長 佐藤 脩 取締役管理本部副本部長兼社長室長 大野 芳宏	
財務経理	専務取締役管理本部長 佐藤 脩 取締役管理本部副本部長兼社長室長 大野 芳宏 経理部長 永井 修	経理部員5名
IR、広報	取締役管理本部副本部長兼社長室長 大野 芳宏	社長室広報担当1名
経営企画	常務取締役企画本部長 小倉 博	経営企画担当3名
グループ企業情報管理	総務部長 大木 茂行	総務部員10名 うち、開示実務担当2名

(2) 開示手続きの概要
 [1] 発生事実
 重要事実が発生した場合は、当該事象の情報を認識した部署より総務部へ速やかに報告がなされ、総務部で事実関係を検証し、総務部長より情報取扱責任者及び関係各部署へ情報が伝達されます。情報取扱責任者は必要に応じて、当該重要事実の進展状況や顧問弁護士による法的審査結果等を確認したうえで、代表取締役へ当該発生事実の内容を報告するとともに、適時開示規則に従い当該情報の開示が必要か否か、また、軽微基準以内の事項等であっても当社の見解として開示を行うべきかどうか検討を行い、開示が必要と判断される場合は代表取締役の決定のもと、速やかに開示を行う体制としております。

[2] 決定事実
 重要な決定事実は、「取締役会規程」に則し毎月1回開催される定時取締役会において決定しております。
 また、グループ各子会社における重要な決定事実は、グループ各社長を主要メンバーとして定期的に開催される「グループ経営会議」、「グループ戦略会議」、「グループ資金会議」、小売事業を運営する主要な子会社で毎週開催される「店長会議」等の主要会議体において、各子会社の決定以前に全社的な確認がなされ、各子会社で機関決定した時点で総務部長に報告がなされる体制を実践しております。
 監査役は各種会議体に参加し、また決定事実に係る開示資料を事前に確認する体制により当該適時開示プロセスを常に監査する体制としております。
 決定された重要事実は、東京証券取引所の適時開示規則並びに当社の開示基準に従い、開示が必要か否かを管理本部長及び管理本部副本部長(情報取扱責任者)、総務部、経理部、経営企画部、社長室並びに関係各部署間で検討し、開示が必要となる場合は代表取締役の「適時開示の決定」を経て速やかに開示を行う体制としております。
 また、取締役会の承認に急を要する事案については、当日、即時に書面決議による臨時取締役会により承認する体制が機能しております。

[3] 決算情報
 決算情報は経理部が財務諸表等を作成しますが、並行して会計監査人の監査を受け、監査役会の監査のもと取締役会において承認を受け、速やかに開示を行う体制としております。
 なお、金融商品取引法により求められる内部統制報告制度に対応し、内部統制委員会の統制のもと、内部監査室を主管とする全社統制体制が機能し、期中より内部統制の整備運用及び評価等モニタリング機能が実効性を以て運営されており、当社グループの業務執行の適法性、妥当性並びに効率性が監査され、会計監査人の期中監査並びに監査役会との連携により、財務報告の信頼性を確保する体制が機能しております。

コーポレートガバナンス体制



重要な社内情報の開示に係る社内体制の概要

